

正	誤	備考
<p>第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 施工管理</p> <p>1 [略] ~ 2 [略]</p> <p>3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見えやすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名、連絡先、工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p><u>なお、標示板について、木材を使用する場合は、本章1-1-44 環境対策 10 に示す合法伐採木材等を使用すること。</u></p> <p>4 [略] ~ 13 [略]</p> <p>～以下 [略] ～</p>	<p>第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 施工管理</p> <p>1 [略] ~ 2 [略]</p> <p>3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見えやすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名、連絡先、工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p><u>なお、標示板については、本章1-1-44 環境対策 10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>4 [略] ~ 13 [略]</p> <p>～以下 [略] ～</p>	